

明代中期法制史料の整理と公開

明律研究会(猪俣貴幸^①・片保凉介^②・豊嶋順揮^③・祁蘇曼^③・許雲鵬^④)

①代表(文学研究科東洋史学専修D5), ②副代表(法学研究科法学専攻D6), ③東洋史学専修DC, ④MC

①研究の背景と目的

2016年の創立以来、弊会は**明代の司法行政の実態を解明すること**を目標としてきた。2017年度より法典の成立過程にも目を向け、明代中期法制史の重要史料たる『皇明條法事類纂』(以降『事類纂』)の講読・訳注作業を開始した。しかし、『事類纂』には鈔本(手書き本)であるがゆえに誤写などの瑕疵が多く、研究は難航した。2018年度には東京大学にて『事類纂』の原本調査を実施し、2019年度には台湾の中央研究院傅斯年圖書館に所蔵される『皇明成化條例』などが『事類纂』と同一の「條例」を収録していることを発見した。これは台湾の黃彰健が『明代律例彙編』(中央研究院, 1979年)の中で言及していたものの、その後およそ40年間にわたって忘れ去られていた事実であった。ここ数年、富山大のグループが科研を取るなど『事類纂』研究が再興の兆しを見せていることを受け、明代中期の「條例」をより正確なテキストとして研究者に供する必要が高まった。

今年度は、例年通り『事類纂』の訳注作業を進めながら、これまでに蒐集した「條例」鈔本を整理し、この成果をデータベース化して公開することで、『事類纂』および**明代中期法制史研究の研究基盤を形成**することを目指した。

②「天下の孤本」の家族さがし

明治の碩学市村瓚次郎(1864-1947)が、1905年に北京から東大に持ち帰った『事類纂』について、法制史学者の仁井田陞(1904-1966)は「**天下の孤本**」と称した。すなわち、この本は**この世に1冊しか存在しない**ということである。確かに同名の書物は現在まで発見されていない。

しかし、台湾の法制史学者黃彰健(1919-2009)が指摘するように、その中身の「**條例**」一つ一つには別のテキストが存在する。それらと比較すれば、『事類纂』をより正確に釈読することができる。

猪俣が2018年度の留学中に、台湾で探し得た鈔本の中には、右の写真に示すように、『事類纂』と同じ「條例」が収録されている。ただ、『事類纂』とは異なる編集方針で掲載されているため、その「條例」がどの本のどこに載っているのかが不明であった。それを**整理する膨大な作業**をおこなったうえで、これら史料の書誌学的分析と合わせて、下記の**成果Ⅰとして発表**することができた。

中国の天一閣、国家図書館、台湾の傅斯年圖書館、そして日本の東京大学と三か所に存在する「條例」鈔本をすべて整理するには、まだまだ時間が必要である。



↑成化十五年十月十日づけの條例「添官審録罪囚」。
左から『皇明成化條例』・『事類纂』・『大明九卿事例案列』。

③『事類纂』の精読から見えることを論文に



『事類纂』巻四六の講読は2020年度にほぼ完了しており、本年度は訳注稿として再検討して、まとめ直す作業を進めた。その中に頻出する「參語」という法律用語の解釈をめぐるのは、祁蘇曼によって刮目すべき成果をみた。

かねてより『事類纂』と『問刑條例』に着目してきた豊嶋順揮は、『事類纂』そのもののテキストに錯簡があることを発見。修士論文以来の研究を論文化して精力的に公刊している。

←研究会の一コマ。
師弟同行の侃侃諤諤たる議論が弊会の研究の精度を高めている。

まだどこかに「條例」鈔本が隠れている可能性も！！

④今後の展望

- ▶ 個別の「條例」が副次法典『問刑條例』として編纂される過程の解明。
- ▶ 『事類纂』と各種「條例」鈔本との継承関係や影響関係を考察。
- ▶ 祁蘇曼が発見した『明代檔冊』にも「條例」が掲載、その整理と研究。

⑤本年度刊行された研究成果

- I. 豊嶋順揮「裁判文書から見る明中期の海」(『立命館文学』(673), 2021年3月)
- II. 明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』巻四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(下)」(『立命館文学』(674), 2021年7月)
- III. 豊嶋順揮「『皇明條法事類纂』巻二九の条例復元について」(『立命館文学』(678), 2022年3月予定)
- IV. 豊嶋順揮「海禁と謀叛」(『立命館史学』(41) 2022年3月予定)

このほか、中国政法大学朱騰教授の推薦を受け、『法律史訳評』に弊会の成果三篇が中国語訳されて掲載されることが決定している。